

ICC コンサルタンツ
2023 年度グローバル PBL プログラム
実習契約事項

2023 年 9 月

株式会社 ICC コンサルタンツ(以下「甲」とする)と立教大学・グローバル教育センターにおける海外インターンシップ 1 (以下「本プログラム」とする)の参加者(以下「乙」とする)間で締結されたプログラム実施に関する契約(以下「本契約」とする)の内容は次の通りとする。

第 1 条 本契約の目的

本契約は、甲または甲の提携機関が、乙に対し、海外の現地企業/団体等でのプロジェクト型インターンシップ実習(無給)の機会と、これに必要な実習中のケアサービスを提供することを目的とする。

第 2 条 甲によるサービスの内容

甲は乙に対し、次のサービスを提供する。

1. 実習企業・団体等(以下「実習先」という)からの実習手配取次ぎ(課題提供、連絡関連等)
2. 実習都市での滞在先の手配取次ぎ
3. 現地到着時の空港送迎(指定便のみ対象、往復)
4. 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
5. 甲の現地オフィスまたは甲の提携機関による実習中の緊急時におけるサポート
6. 実習を補助するファシリテーターの手配、運営
7. 乙の求めに応じて行う実習全般に関する情報提供及び相談業務
8. 実習前/到着後オリエンテーション、社会人インタビュー、セミナー、PBL プロジェクト、ゴールドコースト日帰りツアーの実施
9. 実習中のサポート全般

第 3 条 契約外サービス

甲は本契約の範囲外のサービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行う。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) その他、乙の求めに応じて行う特別なサービス

第 4 条 契約の成立

乙が甲に対し、本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲が指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入した上、申込をする。本契約は、甲と乙が合意の上、プログラムの催行を決定するものとし、プログラム催行決定日を契約締結日として契約が成立するものとする。

第5条 参加申込を受け付けない場合

乙から甲に対する参加申込書の提出がなされた場合においても、下記に該当する場合には、甲は乙の参加申込みを断ることがある。

- 1.乙の申込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- 2.乙が甲の定めた「実習に関する適性」を欠くとみなされる場合
- 3.甲の定める最大催行人数を超える応募があり、やむを得ず参加者人数の制限が必要になった場合
- 4.甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第6条 参加条件

乙が本プログラムに参加するためには、以下の各号に定める条件を満たさなければならない。

1. 立教大学の学生であること。
2. 乙が甲の指定する期日までに、申込書類を甲に提出すること。

第7条 諸費用

費用については、本プログラム催行決定した時点で乙は甲に対し請求書を交付し、甲は乙より当該請求書を受領した後、当該請求書に記載された期日までに乙が当該請求書で指定した銀行口座に請求額を振り込むこととする。

国内研修手配費と海外研修プログラム参加費、その他の費用の内訳：

1. 国内研修手配費に含まれるもの
企画開発運営、出発前オリエンテーション、渡航手続き代行、渡航までのアドバイス、その他プログラムに関わる現地情報の提供等。
2. 海外研修プログラム参加費に含まれるもの
到着時オリエンテーション、滞在費（現地大学生とのシェアハウス）、空港出迎え（往復）、市内ツアー、個人面談、価値ワーク、海外で働く日本人にインタビュー&職場見学（3~4名程度）、ミニPBL研修（ファシリテーションを含む）、各種セミナー、ゴールドコースト日帰りツアー、その他プログラムに関わる現地情報の提供、各活動アレンジ、通訳業務、現地生活/緊急サポート等。
3. 費用に含まれないもの
実習中の生活費、実習にかかる交通費、実習にかかる通信費、その他個人的な交際費、食費等。
なお、本契約範囲外のサービスを乙が求める場合、乙は甲に対し別途費用を支払う必要がある。

第8条 解約及び返金

乙が乙の事情で本契約を解約した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとする。なお、滞在費等、解約時点で既に実費の支払いが発生している場合には甲が実費を負担するものとする。

1. プログラム催行決定日から起算し 8 日間以内になされた解約
 - ・・・解約料は発生しません
2. プログラム催行決定日から起算して 9 日以降 30 日目までになされた解約
 - ・・・1 人あたり海外研修プログラム運営費 (¥55,000) の 30%
3. プログラム催行決定日から起算して 31 日目以降 45 日目までになされた解約
 - ・・・1 人あたり海外研修プログラム運営費 (¥55,000) の 50%
4. プログラム催行決定日から起算して 46 日目以降出発予定日前日までになされた解約
 - ・・・1 人あたり海外研修プログラム運営費 (¥55,000) の 100%
5. 出発予定日以降になされた解約
 - ・・・1 人あたり海外研修プログラム運営費 100%と海外研修プログラム参加費 100%の合計額

※新型コロナウイルスに罹患した場合は、オンラインでもプログラム受講ができる環境を提供する。

※新型コロナウイルス罹患による療養（隔離）期間に伴い、出発前に解約を希望する場合、海外研修プログラム参加費から実費を除いた金額を返金する

第 9 条 実習成果の不担保

本プログラムは、甲が乙に実習先での実習の機会を提供することを本旨としており、実習における資格取得、技能習得、語学力向上などの成果の獲得、実習終了後の就職、実習による心理的満足を保証するものではない。

第 10 条 機密情報の取扱い

(1) 甲および乙は、実習先により開示される本プログラム遂行上の情報（以下、総称して「機密情報」という）、を秘密として扱うものとし、実習先の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または、第三者に開示・漏洩してはならない。

(2) 前項により課された機密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。

1. 実習先による開示または知得以前に、公知となっている情報
2. 実習先による開示または知得の時点において、すでに自己が所有していた情報
3. 実習先による開示または知得の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠、また過失等によらずに公知となった情報
4. 実習先により開示され、または知得したいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
5. なんらの機密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報

(3) 本契約が終了した場合には、その終了原因の如何を問わず、甲および乙は、第 1 項および第 2 項によって機密とされた情報および前項のもとで作成されたそれらの複製・複写物を実習先の指示に従い遅滞なくこれを返還ないし破棄しなければならない。

(4) 甲および乙は、本契約が終了した場合には、その終了原因の如何を問わず、第 1 項および第 2 項によって機密とされた情報をその目的の如何を問わず以後一切使用してはならないものとする。

第 11 条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができる。

- (1) 不可抗力により甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合
- (3) 乙が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合
- (4) 実習都市を変更する必要が生じた場合
- (5) その他、やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第 12 条 契約の解除

(1) 以下の場合、甲は本契約を解除することができる。

1. 乙の事情により乙が本プログラムの参加を取りやめた場合
2. 定められた期日までに、本契約「第 6 条 参加条件」に定める書類が甲に対し送付されない場合
3. 乙が通常の連絡手段による連絡が不能となった場合
4. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があった場合
5. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合
6. 乙が実習先の規則に従わず、または乙の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合
7. 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して実習先を提供することが不可能となった場合
8. 乙が正当な理由なく甲のアドバイスやガイダンスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
9. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
10. 乙が本契約に違反した場合
11. 乙が本契約成立後に「第 5 条 参加申込を受け付けない場合」の事由に該当することが判明した場合
12. その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合

(2) 契約解除時の費用

前項により本契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム費及び実費は、本プログラムの進

捗状況に応じ、返金されない場合がある。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができる。この場合の振込費用は乙の負担とする。

第 13 条 免責事項

甲は、次に例示するような事由により乙が被った各損害について、乙に対し何ら責任を負わない。

- (1) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害
- (2) 実習中における盗難・事故・係争・不利益など乙が受けた損害
- (3) 乙の個人的事由で実習中活動（オンライン活動）に参加（アクセス）できなかった場合の責任
- (4) 乙が実習先の定める規則に従わず、または乙の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合の返金の責任
- (5) 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して他の実習先を提供することが不可能となった場合の返金の責任
- (6) 実習先企業その他団体の破産、ストライキ等を原因とする経営または業務の変更もしくは停止により実習が継続不能または著しく困難となった場合の損害

第 14 条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担する。甲は、本契約「第 13 条 免責事項」等に該当する乙の損害については賠償の責を負わない。

第 15 条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合、乙は直ちに甲に対し損害を賠償しなければならない。

第 16 条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとする。

第 17 条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条 約定の変更

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがある。

個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

- (1) 個人情報を利用する目的
取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サポート」という）への参加手続およびそれに関連するご連絡、本サポートの実行およびそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サポートへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サポートをお申込みされる方が未成年者（満 18 歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大 1 カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。
- (2) 要配慮個人情報の取得、利用および提供について
本サービスの参加手続および渡航手配、本サポートの実行およびそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。
- (3) 個人情報の第三者提供について
取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航および宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航および宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。
- (4) 取得の任意性について
個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。
- (5) 個人情報の開示等の請求について
当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iceworld.co.jp

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30

以上